

## 露天出店を希望する皆様へ

第 58 回伊勢原観光道灌まつり開催にあたり、露天出店を希望する方につきましては、次の注意事項をご確認の上、所定の手続きをお取りください。

### 1 露天出店届出について

「露天出店届出書」を令和 7 年 8 月 5 日(火)までに道灌まつり実行委員会事務局窓口(市役所 2 階商工観光課)へ提出してください。

(1) 「連絡先」は、日中連絡のとれる番号(携帯番号等)を記入してください。

(2) 「出店日時」は、次の出店可能な時間内で記入してください。

10 月 4 日(土)・・・13 時 00 分から 19 時 30 分まで

10 月 5 日(日)・・・10 時 00 分から 17 時 30 分まで

※両日とも、出店可能時間内に必ず営業を終了して片付けを行ってください。

ルールを守らない出店者は、警察と協議し、次回以降の出店を認めません。

(3) 「飲食店営業許可の有無」は、「有」の場合には必ず、業種と免許等名称をご記入ください。

(4) 出店場所の詳細が分かるように、地図等にマーカーをしてご提出ください。

(5) 令和 4 年度から、食品衛生法の改正に伴う、神奈川県施設基準条例の施行により、出店頻度や取扱う品物によって手続きが異なります。

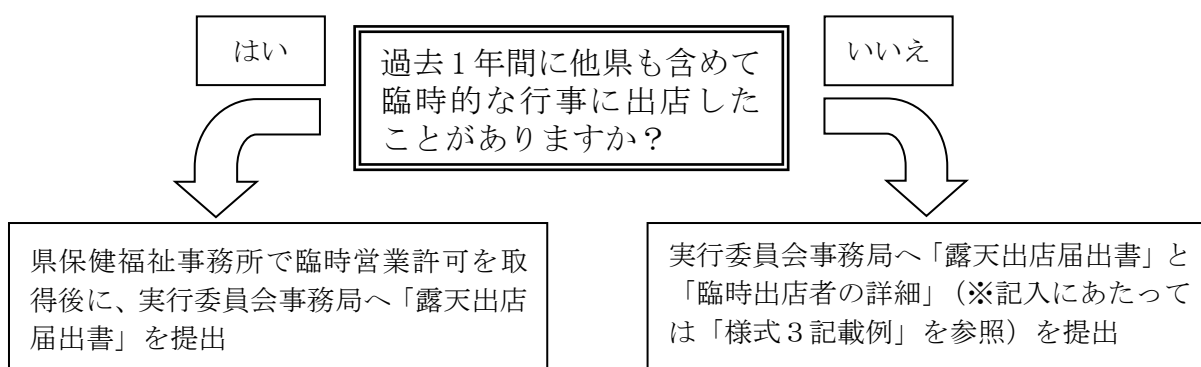
下図を参考に、必要な手続き方法を確認した上で、書類を提出してください。

※道灌まつり以外に過去 1 年間に他県を含めて臨時的な行事に出店したことがある方は、新たに「臨時営業許可」の取得が必要となります。県のホームページをご確認の上、「臨時営業許可」を取得後に道灌まつりの露天出店手続きを行ってください。

※取り扱える品物や施設基準について、例年とは変更点がある場合があります。必要手続きの判断や取扱品目についてのご相談は、保健福祉事務所等にお問合せください。時間に余裕をもつての事前相談をお願いします。

平塚保健福祉事務所秦野センター 食品衛生課 ☎ 0463-82-1428 (代)

### 【露天出店にあたる手続きの判断基準】



### 【参考：関連する県ホームページ】

・道灌まつり以外にも露天出店を行っている方  
➡県ホームページ「臨時営業について」



・道灌まつりにのみ露天出店を検討している方  
➡県ホームページ「臨時出店・模擬店等について」



・露天出店にあたる施設基準 ➡県ホームページ「臨時営業の施設基準について」



## 2 美化協力金

ポイ捨て防止や環境美化に努めるため、歩行者天国内にごみ箱を設置します。

設置に伴い、ごみ収集及び処理経費が必要となるため、「美化協力金」として飲食物を取り扱う露天店舗1件当たり3,000円を徴収いたします。

## 3 飲食物の販売について【重要】

道灌まつり実行委員会が開催する食品衛生講習会【9月3日（水）午後3時～伊勢原市民文化会館小ホール（予定）】を必ず受講してください。

※昨年度より会場が変更しています。詳細については、出店者に対して別途通知いたします。

## 4 歩道上(道路内)への出店について

歩道上への出店には、道路占用許可及び道路使用許可が必要になります。敷地内からはみ出す場合も許可が必要となりますので、ご注意ください。

なお、側溝も歩道上（道路内）に含まれます。

### (1) 市道への出店がある場合

①伊勢原警察への道路使用許可

②道路占用許可は道灌まつり実行委員会が一括申請しますので、次の必要事項が分かる書類を8月22日（金）までに事務局へ提出してください。（様式は任意）

【必要事項】

- ①出店場所      ②代表者氏名・連絡先      ③道路占用位置図・占用面積  
④占用物件構造図

### (2) 県道への出店がある場合

①県平塚土木事務所への道路占用許可

②伊勢原警察への道路使用許可

※各申請手続き先については(3)をご参照ください。

※県平塚土木事務所への道路占用届出後に発行される「道路占用許可証」の写しについて、②の伊勢原警察への届出時に添付するとともに、道灌まつり実行委員会事務局にも提出してください。

### (3) 露天出店に伴う道路使用・道路占用手続き先一覧

| 許可申請       | 道路区分 | 申請者            | 料金        | 申請先                                       | 申請書類                            | 申請期限     |
|------------|------|----------------|-----------|-------------------------------------------|---------------------------------|----------|
| 道路<br>占用許可 | 県道   | 個人又は<br>団体     | 有料<br>※1  | 平塚土木事務所<br>許認可指導課 ※2<br>☎ 0463-22-2711(代) | 道路占用許可申請書<br>道路占用位置図<br>占用物件構造図 | 8月<br>中旬 |
|            | 市道   | 道灌まつり<br>実行委員会 | 無料        | —                                         | —                               |          |
| 道路<br>使用許可 | 県道   | 個人又は<br>団体     | 有料<br>証紙分 | 伊勢原警察署<br>交通課<br>☎ 0463-94-0110(代)        | 道路使用許可申請書<br>図面                 | 8月<br>下旬 |
|            | 市道   |                |           |                                           |                                 |          |

※1 占用料：1日@43円/㎡（消費税別）      ※2 平塚市西八幡1-3-1 県合同庁舎3階

#### (4) 出店にあたっての注意事項

- ① 一般の通行に支障を及ぼさないよう、歩道の有効幅員 2m以上を確保すること。  
(植栽帯部分も同様)
- ② 信号機、バス停留所、消火栓及び道路標識等の機能を阻害しない位置・物件とすること。(特に歩行者天国以外の時間帯)
- ③ 障がい者への配慮を十分に行うこと。(点字ブロック上の出店は避ける等)
- ④ ガスコンロ、フライヤー、カセットコンロ、電気コンロ、炭火等を使用するコンロ、発電機等を使用する場合は、消火器(粉末(ABC)消火器 4 型以上のもので住宅用でないもの)を各店舗につき 1 本以上準備すること。

#### 5 その他

- ・露天の出店について、道路使用・道路占用の手続きをされていないことが発見された場合は、警察等から指導が入ることがありますので、あらかじめご承知おきください。

事務局：伊勢原観光道灌まつり実行委員会事務局  
伊勢原市役所商工観光課内  
☎ 0463-94-4732・4729